

【記入例】

様式 3

F A X 送信票（廃止届用）

平成18年12月1日

自動体外式除細動器（A E D）廃止届出書

埼玉県保健医療部薬務課長 様
(E-メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp)
(F A X：048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇
(個人の場合は住所)
氏名又は主たる事務所の名称 株式会社埼玉商事
(個人の場合は氏名)

下記のとおりA E Dの設置を廃止しましたので、廃止の届出をします。

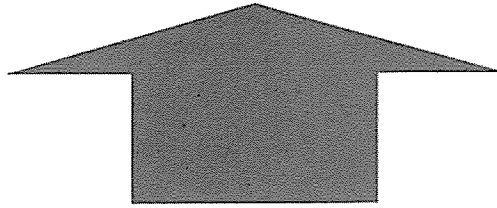
記

施設の名称（個人の場合は氏名）	株式会社浦和商事 浦和営業所
設置場所の所在地（住所）	さいたま市桜区上大久保〇〇〇-〇
廃止年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
備考	

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール（a3620-01@pref.saitama.lg.jp）又はF A X（048-830-4806）送信をお願いします。
問い合わせ先電話番号（薬務課）：048-830-3624

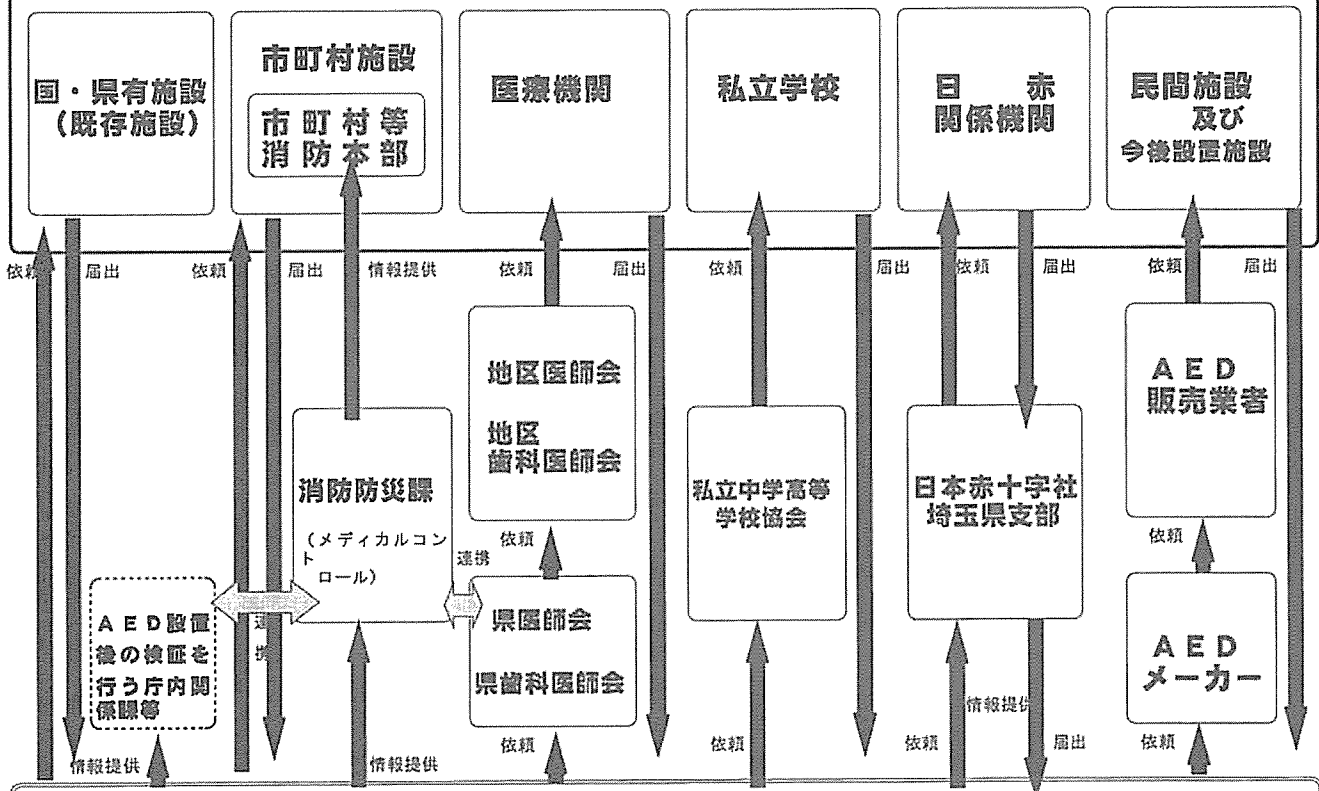
埼玉県AED設置等届出システム

県 民



AED設置情報公表（ホームページなど）・八都県市共通AEDマーク提示

【AED設置施設】《AED設置情報に関する公表可否の確認》



県（業務課）

【運用管理】

- ① AED設置等届出システムの周知徹底（通知による依頼）
- ② データ管理（届出受理・AED設置施設台帳管理）

【活用方法】

- ① 関係機関への情報の共有化（関係機関への情報提供）
- ② 県ホームページなどによる公表（広く県民への情報提供）

- 関係機関・団体あてにAED設置届出を依頼した文書です。
- 別添「埼玉県AED設置等届出システム」は省略しました。
- 別添「AED使用記録・報告書」のみ添付しました。
- 民間施設・民間施設の団体へは今後依頼します。

薬第 865-1 号
平成18年12月8日

各 国 有 施 設 の 長 様

埼玉県保健医療部薬務課長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添のとおり策定いたしました。

このシステムは、AED設置者の御協力を得て、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするため、AEDの設置、変更又は廃止の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため県内の消防本部（局）に情報提供するものです。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴施設にAEDを設置している場合は、下記事項に御留意の上、AEDの設置場所等の状況を、届出システムの様式1に御記入していただき、県薬務課薬事監視担当へ届出くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限

平成19年1月12日（金）

2 設置届出の方法

AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

【埼玉県保健医療部薬務課のEメールアドレス又はFAX番号】

Eメール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

FAX：048-830-4806

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

す。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（県民の尊い命を守るAED!）】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

「埼玉県AED設置等届出システム」

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の有無

(1) AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるよう御配慮くださるようお願いいたします。

なお、様式1の届出内容のAEDの使用可能な曜日・時間につきましては、記載可能な範囲で御記入くださるようお願いいたします。

(2) 届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の有・無」の欄の「無」に○印で御記入ください。

なお、「無」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

Eメール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

薬第 865-2 号
平成18年12月7日

各市町村衛生主管課長 様
(AED普及推進担当)

埼玉県保健医療部薬務課長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添のとおり策定いたしました。

このシステムは、AED設置者の御協力を得て、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするため、AEDの設置、変更又は廃止の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより広く県民に周知するものです。また、今後、県内の各消防本部(局)にこの情報を提供させていただき、AEDの効果的な活用をお願いするものです。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴市町村の公立学校及び公共施設にAEDを設置している場合は、下記事項に御留意の上、AEDの設置場所等の状況を、届出システムの様式1に御記入の上、貴市町村分をとりまとめていただき、県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

なお、消防機関に設置しているAED設置届出につきましては、各消防本部(局)救急担当課長に別途依頼しています。

記

1 回答期限

平成19年1月26日(金)

2 設置届出の方法

- (1) AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL(県民の尊い命を守るAED!)]

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

「埼玉県AED設置等届出システム」

(2) 実態調査時の様式の活用（効率的な届出）

AED設置等届出システムの届出については、原則として、上記2(1)のとおり様式1～3により、届出をお願いしているところですが、効率的な対応を図るため、平成18年4月に各消防本部（局）を通じましてAEDの設置状況を実態調査させていただき、その時に御回答いただいた市町村につきましては、「4月に御回答いただいた様式」に「4月の調査以降新たに設置したAED設置施設」の他、届出様式1の記入項目である「公表の可否」及び「使用可能曜日・時間帯」を追加していただき、県薬務課にE-メールで回答くださるようお願いいたします。

なお、平成18年4月に回答いただいたデータが必要な場合は、お手数ですが、県薬務課に御連絡くださるようお願いいたします。

【県薬務課メールアドレス a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp】

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の可否

届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の可・否」の欄の「否」に○印で御記入ください。

なお、「否」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp

各消防本部（局）救急担当課長 様

埼玉県保健医療部薬務課長

埼玉県 A E D 設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県 A E D 普及推進計画等を定め、埼玉県全体の A E D 普及推進を図っております。

今回、A E D 普及推進の一環として、「埼玉県 A E D 設置等届出システム」を別添のとおり策定いたしました。

このシステムは、A E D 設置者の御協力を得て、埼玉県内に設置されている A E D の設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするため、A E D の設置、変更又は廃止の情報を届出していただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するものです。また、今後、県内の各消防本部（局）にこの情報を提供させていただきますので、A E D の効果的な活用をお願いしたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴消防本部（局）の A E D 設置場所等の状況を下記事項に御留意いただき、届出システムの様式 1 に御記入の上、貴消防本部（局）分をとりまとめていただき、県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

また、今回の届出につきましては、一般市民が使用できる A E D を調査の対象とし、半自動除細動器は調査の対象外とさせていただきます。

なお、市町村の公立学校及び公共施設の A E D 設置届出につきましては、各市町村の担当課長に別途依頼しています。

記

1 回答期限

平成19年1月26日（金）

2 設置届出の方法

- (1) A E D 設置等届出システムの様式 1 に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてに E-メール又は F A X で届出をお願いします。

なお、設置している A E D の設置場所の変更及び A E D の設置を廃止した場合は、A E D 設置等届出システムの様式 2 及び 3 を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページの URL（県民の尊い命を守る A E D !）】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

「埼玉県 A E D 設置等届出システム」

(2) 実態調査時の様式の活用（効率的な届出）

AED設置等届出システムの届出については、原則として、上記2(1)のとおり様式1～3により、届出をお願いしているところですが、効率的な対応を図るため、平成18年4月に各消防本部（局）のAEDの設置状況を実態調査させていただきましたが、御回答いただいた消防本部（局）につきましては、「4月に御回答いただいた様式」に「4月の調査以降新たに設置したAED設置施設」の他、届出様式1の記入項目である「公表の可否」及び「使用可能曜日・時間帯」を追加していただき、県薬務課にE-メールで回答くださるようお願いいたします。

なお、平成18年4月に回答いただいたデータが必要な場合は、お手数ですが、県薬務課に御連絡くださるようお願いいたします。

【県薬務課メールアドレス a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp】

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化（消防本部（局）との連携）

県内のAED普及推進につきましては、消防本部（局）の御協力が不可欠であり、連携を密にして、AEDの普及推進を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立てていただきますよう、今後、県内の届出情報がまとまり次第、県内の各消防本部（局）に情報を提供させていただきますので、御協力くださるようお願いいたします。

(2) ホームページによる公表

県ホームページより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の可否

届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の可・否」の欄の「否」に○印で御記入ください。

なお、「否」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設及び緊急車両の届出

(1) 各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

(2) 救急車等緊急車両にAEDを登載している場合は、施設を緊急車両等に読み替えて届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp

薬第 865-4 号
平成18年11月30日

社団法人埼玉県医師会
会長 吉原 忠男 様

埼玉県保健医療部長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添の通り策定いたしました。

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするためにAED設置者の御協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため県内の消防本部（局）に情報提供するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会員に対し、埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について周知くださるようお願いいたします。

なお、AED設置の届出の際には、下記事項に御留意の上、AEDの設置場所等の状況を別紙様式1に御記入いただき、各医療機関が直接県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限

平成19年1月末日を目途に届出くださるようお願いいたします。

2 回答方法

AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（埼玉県AED設置等届出システム）】
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/top.html>

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の有無

(1) AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるよう御配慮くださるようお願いいたします。

なお、様式1の届出内容のAEDの使用可能な曜日・時間につきましては、不規則な曜日・時間が想定されますので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構いません。

(2) 届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の有・無」の欄の「無」に○印で御記入ください。

なお、「無」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

7 その他

県では、AED普及推進に関するホームページ「県民の尊い命を守るAED！」を開設しましたので、御確認いただければ幸いです。

なお、県ホームページアドレスは、上記2と同様です。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

薬第 865-4 号
平成18年11月30日

社団法人埼玉県歯科医師会
会長 蓮見 健壽 様

埼玉県保健医療部長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添のとおりに策定いたしました。

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするためにAED設置者の御協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため県内の消防本部（局）に情報提供するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会員に対し、埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について周知くださるようお願いいたします。

なお、AED設置の届出の際には、下記事項に御留意の上、AEDの設置場所等の状況を別紙様式1に御記入いただき、各医療機関が直接県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限

平成19年1月末日を目途に届出くださるようお願いいたします。

2 回答方法

AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（埼玉県AED設置等届出システム）】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/top.html>

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の有無

(1) AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるよう御配慮くださるようお願いいたします。

なお、様式1の届出内容のAEDの使用可能な曜日・時間につきましては、不規則な曜日・時間が想定されますので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構いません。

(2) 届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の有・無」の欄の「無」に○印で御記入ください。

なお、「無」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

7 その他

県では、AED普及推進に関するホームページ「県民の尊い命を守るAED！」を開設しましたので、御確認いただければ幸いです。

なお、県ホームページアドレスは、上記2と同様です。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

薬第 865-5 号
平成18年11月30日

社団法人埼玉県私立中学高等学校協会
会長 松崎 洋右 様

埼玉県保健医療部薬務課長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添のとおりに策定いたしました。

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするためにAED設置者の御協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため県内の消防本部（局）に情報提供するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、各私立学校に対し、埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について周知くださるようお願いいたします。

なお、AED設置の届出の際には、下記事項に留意の上、AEDの設置場所等の状況について、別紙様式1に記入していただき、各私立学校が直接県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限

平成18年12月24日（金）

2 設置届出の方法

AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（埼玉県AED設置等届出システム）】
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/top.html>

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の有無

届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表（担当者氏名は除く）したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の有・無」の欄の「無」に○印で御記入ください。

なお、「無」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

日本赤十字社埼玉県支部
支部長 上田 清司 様

埼玉県保健医療部薬務課長

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添のとおりに策定いたしました。

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするためにAED設置者の御協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため、貴社埼玉県支部及び県内の消防本部（局）に情報を提供させていただきます。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴社埼玉県支部及び管内の血液センター、医療機関並びに福祉施設のAEDを設置状況について、下記事項に御留意の上、AEDの設置場所等の状況を、届出システムの様式1に御記入の上、各関係施設をとりまとめていただき、県薬務課薬事監視担当まで届出くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限

平成19年1月26日（金）

2 設置届出の方法

AED設置等届出システムの様式1に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出をお願いします。

なお、設置しているAEDの設置場所の変更及びAEDの設置を廃止した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（県民の尊い命を守るAED!）】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

「埼玉県AED設置等届出システム」

3 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

4 公表の可否

届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の可・否」の欄の「否」に○印で御記入ください。

なお、「否」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関等には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 AEDを複数設置している施設の届出等

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。また、車両への登載等移動用のAEDも含め届出をお願いします。

6 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにE-メール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

E-メール：a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp

薬第 865-8 号
平成18年12月13日

AED製造販売業者の長 }
AED販売業者の長 } 様

埼玉県保健医療部薬務課長
(公印省略)

埼玉県AED設置等届出システムに基づく届出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今年度、埼玉県AED普及推進計画等を定め、埼玉県全体のAED普及推進を図っております。

今回、AED普及推進の一環として、「埼玉県AED設置等届出システム」を別添の通り策定いたしました。

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法が容易に把握できるようにするため、AED設置者の御協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の届出をしていただき、その届出情報を県ホームページに掲載することにより、広く県民に周知するとともに、AEDの効果的な活用を図るため県内の消防本部（局）に情報提供するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、県内の「民間施設」にAEDを納入した際に、AED設置者に別添「AED設置等届出」の用紙を配布していただき、AEDの設置場所等の届出について、下記事項を参考の上、御説明くださるようお願い申し上げます。

記

1 設置届出の方法

AED設置等届出システムの「AED設置届出書」（様式1）に御記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで届出していただくよう御説明ください。

なお、設置しているAEDの設置場所の「変更」及びAEDの設置を「廃止」した場合は、AED設置等届出システムの様式2及び3を用いて、設置届出と同様に届出をお願いします。

様式については、埼玉県保健医療部薬務課ホームページに掲載していますので、AEDを設置された方は御活用ください。

【埼玉県保健医療部薬務課ホームページのURL（県民の尊い命を守るAED!）】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

「埼玉県AED設置等届出システム」

2 届出情報の活用方法

(1) 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県内の消防本部（局）に届出情報を提供します。

(2) ホームページによる公表

県ホームページにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供します。

3 公表の有無

(1) AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるよう御配慮くださるようお願いいたします。

なお、医療機関の場合、様式1の届出内容のAEDの使用可能な曜日・時間につきましては、不定期的な曜日・時間が想定されますので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構いません。

(2) 届出情報をAEDの効果的な活用を図るために公表したいと考えていますが、公表に不都合がある場合は、別紙様式1「公表の有・無」の欄の「無」に○印で御記入ください。

なお、「無」の場合は公表しませんが、公益性の観点から市町村等消防機関には情報を提供したいと考えておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

4 AEDを複数設置している施設の届出

各施設において、AEDを複数台設置している場合は、1台毎に届出をお願いします。

5 AED使用時の報告

AEDを使用した際には、別添「AED使用記録・報告書」に記入の上、県薬務課薬事監視担当あてにEメール又はFAXで報告をお願いします。

担当：薬務課薬事監視担当（鈴木、小林）

電話：048-830-3624

FAX：048-830-4806

Eメール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

別紙様式

A E D 使用記録・報告書

平成 年 月 日

保健医療部薬務課薬事監視担当 様

〔 E-メール：a3620-01 @ pref.saitama.lg.jp 〕
〔 F A X：048-830-4806 〕

所属名 _____

このことについては、下記のとおりです。

記

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
担 当 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
A E D を 使 用 し た 日 時	平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時頃
A E D 使 用 の 概 要	(A E D 使 用 時 の 患 者 の 状 況 等 を 御 記 入 く だ さ い 。)